

田村市県外風評払拭 PR イベント業務委託仕様書

1 業務名

田村市県外風評払拭 PR イベント業務

2 目的

本業務は、首都圏において田村市の魅力を広く発信する PR イベントを実施することにより、東日本大震災からの風評払拭を図るとともに、交流人口及び観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和 8 年 11 月中旬から令和 9 年 3 月 19 日まで

ただし、イベント実施日及び各業務の詳細なスケジュールは、受託者決定後、発注者と協議の上、決定するものとする。

4 委託上限額

36,000,000 円（税込）

5 業務概要

受託者は、次の事項を盛り込んだ 1 日間の首都圏イベントを企画・運営し、震災からの風評払拭及び誘客促進に資する業務を実施するものとする。

- (1) 1 日間を通してのイベント来場者数延べ 3,000 人の達成を目指した会場選定及びイベント設計
- (2) イベントを周知するための広告
- (3) あぶくま洞、ムシムシランド等の観光資源の PR
- (4) 田村市産食材及び特産品の PR・活用
- (5) 田村市観光大使、昆虫サポーターを軸とした有名人等の出演調整
- (6) 魅力発信及び観光誘客につながる企画・演出
- (7) イベントにかかる 10 本以上の Web 投稿・配信
- (8) 閲覧総数 10,000 回に向けた戦略の構築
- (9) アーカイブ動画の制作及び配信

6 業務内容

6-1 事業全体の企画

受託者は、本業務の目的及び業務概要を踏まえ、首都圏における田村市の風評払拭及び誘客促進に資する全体企画を立案すること。

6-2 首都圏イベント

受託者は、イベント来場者延べ 3,000 人の達成を目指し、首都圏において適切な会場を選定・確保すること。

会場の選定に当たっては、立地、交通利便性、導線、設備、視認性等を考慮し、イベントの趣旨に適した会場とすること。

また、会場使用に必要な各種申請、許認可、調整等を行うこと。

なお、会場は基本 1 箇所とするが、本事業の趣旨に沿った効果的なイベントが実施でき、かつ発注者・受託者双方の視点から 1 会場の場合と同等の管理体制を構築できると認められる場合に限り、複数会場での実施を可能とする。

6-3 集客促進

首都圏における効果的な広報・告知を実施すること。

SNS、ウェブ媒体、テレビ CM、チラシ、ポスター、出演者発信等、複数の手法を組み合わせ集客を図ること。

6-4 観光資源及び特産品の PR

受託者は、あぶくま洞、ムシムシランド等の観光資源及び田村市産食材、特産品について、会場内で効果的に PR し、活用すること。

展示、試食、物販、映像等を活用し、来場者の興味喚起及び観光誘客につながる情報発信を行うこと。

6-5 出演者等の手配・運営

受託者は、田村市観光大使、昆虫サポーターを軸とした有名人等の出演を企画し、必要な調整及び手配を行うこと。

また、出演者の出演条件、スケジュール、進行、控室対応等を含めた当日運営を行うこと。

6-6 Web 投稿・配信及び閲覧拡大施策

受託者は、イベントに関する Web 投稿・配信を 10 本以上実施すること。

また、閲覧総数 10,000 回の達成に向けた戦略を構築し、効果的な発信内容、配信時期、媒体選定等を検討の上、実施すること。

6-7 アーカイブ動画の制作・配信

受託者は、イベント内容を記録し、事業終了後も継続的な PR に活用できるアーカイブ動画を制作すること。

撮影、編集、テロップ挿入、必要な権利処理等を行い、発注者が利用可能な形式で納品すること。

配信方法及び公開範囲については、発注者と協議の上決定すること。

6-8 実施体制の構築と事業全体の調整

本業務を確実に遂行するための業務実施体制を構築すること。また、詳細なスケジュールを策定し、関係者、出演者、会場管理者等との調整を行い、事業全体を円滑に実施すること。

6-9 実施報告

受託者は、事業終了後、実施内容、来場者数、広報実績、成果、課題等を取りまとめた報告書を作成し、提出すること。

7 来場者数の計測

- (1) 来場者数は、イベント会場への入場者を対象に計測するものとする。
- (2) 計測方法は、入場受付でのカウント、整理券配布数、入退場管理システム、スタッフによる目視計測等、実施内容に応じて適切な方法を採用すること。
- (3) 延べ来場者数の算定方法については、重複カウントの有無を含め、事前に発注者と協議の上、定めること。
- (4) 計測結果は、速報値及び確定値を整理し、実施報告書に記載すること。
- (5) 客観性及び検証可能性を確保できる方法を用いること。

8 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の内容、理由、再委託先等を明らかにし、発注者の承認を得なければならない。
- (3) 再委託を行う場合であっても、受託者は本業務の履行に関する一切の責任を負うものとする。
- (4) 再委託先に対しても、本仕様書に定める秘密保持、個人情報保護、権利処理その他必要な事項を遵守させること。

9 感染症・災害対策

- (1) 受託者は、感染症の流行、地震、風水害その他の災害発生時に備え、必要な安全対策及び代替対応策を講じること。
- (2) イベント実施時においては、会場の状況、行政機関の指針、関係法令等を踏まえ、適切な衛生管理及び安全管理を行うこと。
- (3) 感染症拡大防止のため、必要に応じて消毒、換気、密集回避、導線整理等の措置を講じること。
- (4) 災害、荒天、交通障害等によりイベント実施が困難となる場合に備え、延期、中止、縮小、代替実施等の対応方針をあらかじめ協議しておくこと。
- (5) 緊急時の連絡体制、避難誘導體制、関係者の役割分担等を明確にし、事前に発注者へ報告すること。

10 イベント保険

- (1) 受託者は、イベント実施に必要な保険に加入するものとする。
- (2) 保険の種類は、対人・対物賠償責任保険、イベント保険その他必要と認められる保険とし、事故、損害、来場者及び関係者の安全確保に十分配慮した内容とすること。
- (3) 保険加入に要する費用は、原則として受託者の負担とする。
- (4) 保険内容、補償範囲、保険期間等については、事前に発注者へ提示し、承認を得ること。
- (5) 事故が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、誠実に対応すること。

11 留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、本市の目的及び事業趣旨を十分に理解し、効果的なPRとなるよう企画・運営すること。
- (2) 著作権、肖像権、商標権その他の権利関係について、必要な処理を適切に行うこと。
- (3) 個人情報及び業務上知り得た秘密情報は、適切に管理し、第三者に漏えいしないこと。
- (4) 発注者が必要と認める事項については、協議の上、適宜調整すること。

12 成果物

受託者は、次の成果物を納品するものとする。なお、成果物の所有権、著作権及び利用権は全て本市に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 進行管理表
- (3) 会場レイアウト図
- (4) 運営資料・台本等一式
- (5) PR制作物一式
- (6) アーカイブ動画データ一式
- (7) 実施報告書
- (8) 来場者数集計資料
- (9) その他発注者が必要と認める資料

13 検査及び完了

- (1) 受託者は、業務完了後、成果物を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 発注者の検査に合格した時点で、業務完了とする。
- (3) 成果物に不備がある場合は、受託者は速やかに修正対応を行うこと。

14 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者及び受託者が協議の上、決定するものとする。